令和４年４月１日改訂版における変更内容

≪取扱いが変わる点≫

〇複数機関の預金残高証明書の取扱いについて

500 万円以上の預金残高証明書について、これまで 1 金融機関のもののみ可としてきましたが、証明日が同日付のものに限り、複数の金融機関のものでも可としました。

〇建設業法施行規則の改正により変更があった様式

・県収入証紙貼り付け用紙（様式第一号別三）※記載要領のみ
・工事経歴書（様式第二号）※記載要領のみ
・貸借対照表（法人用）（様式第十五号）
・株主資本等変動計算書（様式第十七号）
・注記表（様式第十七号の二）※記載要領のみ
・損益計算書（個人用）（様式第十九号）※記載要領のみ

≪その他≫

〇標識及び施工体系図のデジタルサイネージ活用

現場等に掲示する標識及び施工体系図について、一定の条件を満たせば、書面に限らずデジタルサイネージ等を活用できることとなりました。